

## 電波利用料制度についての一管見

電波有効利用の促進に関する検討会(第10回会合)

平成24年10月12日(金)10:00～

名古屋大学大学院法学研究科准教授

林 秀 弥

[shuya.hayashi@law.nagoya-u.ac.jp](mailto:shuya.hayashi@law.nagoya-u.ac.jp)

## 1. はじめに：問題意識

- ① 電波法(以下、原則として「法」という)第103条の2第4項柱書に定める「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」という定義に即した議論が必要ではないか。
- ② 政策的必要があるとの理由から、累次にわたり、電波利用料の用途を拡大してきたことが、かえって、一般財源論を呼び込んでいるきらいはないか<sup>1</sup>。電波利用料制度発足から20年近くを経た今日、制定当初の立法趣旨(次掲参考①)をあらためて再確認した上で、現行の既存の用途についても、事後検証が必要ではないか。
- ③ 法第103条の2第4項に規定される電波利用料の性格に関して、「無線局全体の受益」における「無線局」とは、現在の無線局であるか、それとも将来の無線局をも含むのか。

## 【参考①：創設当時の電波利用料制度(平成5年)】

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 免許人は、電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査、総合無線局管理ファイル(全無線局について第六条第一項及び第二項の書類並びに免許状に記載しなければならない事項その他の無線局の免許に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。)の作成及び管理その他の電波の適正な利用の確保に関し郵政大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(次条において「電波利用共益費用」という。)の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭(以下この条及び次条において「電波利用料」という。)として、・・(中略)・・国に納めなければならない。ただし、無線局の免許につき登録免許税法の定めるところにより登録免許税が課される場合には、当該無線局の免許の日から始まる一年の期間については、電波利用料を納めることを要しない。

<sup>1</sup> ただ立案担当者(総務省)は、電波利用料制度の性格について、電波利用「共益」費用という枠から説明を出したことはない(その意味で一貫している)。ここでの筆者の問題提起は、そもそも論として、その「共益」概念自体を再検討すべきではないか(これまで是認されてきた電波利用料制度の考え方そのものについて、再検討すべきではないか)というものである。

## 【解説】

- 平成5年創設当時の電波利用料制度の基本は、現在の1号事務（電波監視事務）と2号事務（無線局管理ファイル事務）であった。つまり、「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」として、電波監視事務と無線局管理ファイル事務が例示され、その例示された事務によって、自ずとその範囲が限定されていた。すなわち、電波監視事務は、不法に開設された無線局の探查や法令に適合せず発射されている電波の是正により、無線局の適正な運用の確保を図ることを目的とするものであるから、これは、マンシヨンの共益費用に喩えられる「電波利用共益費用」の定義と適合的であった。また電波監視事務も、適切な無線局情報の管理により、電波監視をはじめとする電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援するものであるため、これまた、同項柱書にいう「電波利用共益費用」の定義と整合的であった。
- 電波利用料制度創設時における「無線局全体の受益」にいう「無線局」とは、「現在の」無線局であったから、当然、免許人が「負担」（上記下線部。現行法は「納付」という表現に変更されている<sup>2</sup>）するとの認識であった。また、「共益費用」であることの帰結として、当時の制度下では、経済的価値が考慮される余地はなかった。

## 2. 「経済的価値」導入に当たっての総務省の検討

総務省の「電波有効利用政策研究会」（H14.1～16.10）において検討された。

すなわち、最終報告書「電波利用料制度見直しについての基本的な考え方」第4章「新たな電波利用料制度のあり方」において

モデル1：現行の電波利用共益費用（手数料）としての性格を維持すべきとするもの（狭義）

モデル2：電波の経済的価値を勘案した使用料的な概念を導入し、電波の有効利用を促進すべきとするもの

と分類した上で、新たな電波利用料制度は、モデル1とモデル2の双方の長所を併せ持つものとして、調和統合（アウフヘーベン）を図ることが適当であるとした。

この結論に従い、電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成17年法律第107号、以下「平成17年改正」という）第1条による改正で、広域専用電波の制度が導入された。

## 3. 管見

- ① 電波利用料にモデル2の性格を追加すること自体は、妥当であったと考える。しかし、電波利用料の性格を画する定義規定（第103条の2第4項柱書）のなかに、それが反映されていない（少なくとも同項柱書の規定から同項各号の内容が演繹的に派出してくることを読み取るのは困難である）という点は、立法技術的にいささか問題である。

※「電波の適正な利用の確保に関し郵政大臣（総務大臣）が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」という法律上の文言は、平成5年の電波利用料制度制定当初

<sup>2</sup> 平成16年電波法改正により特定周波数終了対策業務に関する用途が追加されたことに伴う改正である。

からほとんど変わっていないことに留意すべきである。

- ② 平成17年改正により、電波利用料は、「電波利用共益費用」(狭義)に加えて、いうなれば「電波有効促進利用費用」としての性格も具備するに至っており、電波利用料制度のあり方に関する議論の出発点として、平成17年改正の重要性を再認識すべきである。
- ③ 電波法典の中に、「限定列举の各号列記」を規定するのは、「次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し、……無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるため」(法第103条の2第4項柱書)という電波利用料の法律上の定義に基づく「枠」を嵌めつつ、さらにその具体的な用途につき個別具体的に国会の議決にかからしめようとする点で、下位法令によらない法律による用途の歯止めとして重要であり、財政法第3条の趣旨にも合致するものである。この点に鑑みれば、現行法の各号列記を省令レベル(委任立法)に落とすべき(法律自体はもっとシンプルにすべき)だとする立法論には、電波利用料制度の当初の制定趣旨に照らして与しがたい。

## 【参考2】電波有効利用政策研究会の最終報告書

### 「電波利用制度見直しについての基本的な考え方」(平成16年10月)

#### (第4章「新たな電波利用料制度のあり方」第1節「基本的な考え方」)

「新たな電波利用料制度の性格については、当初、現行の電波利用共益費用(手数料)としての性格を維持すべきとの意見と、電波の経済的価値を勘案した使用料的な概念を導入し、電波の有効利用を促進すべきとの意見に大きく分かれていた。前者を追求した制度をモデル1、後者を追求した制度をモデル2とする」

「モデル1の考え方は、電波利用料の徴収の目的を、電波監視等、無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務に係る経費(電波利用共益費用)について、その受益者である免許人に対して負担を求めるものである。」「現行の我が国の電波利用料はモデル1に相当する。」「モデル1における電波利用料の算定の基本的な考え方は、電波利用共益費用の総額を各免許人の受益又は原因の程度を勘案して配分するものである。」

「モデル2の考え方は、電波利用料の徴収の目的を、経済的な価値を反映した適正な価格を課すことにより、電波の有効利用のインセンティブとするものである。経済的価値を反映した電波利用料を課すことによって、非有効利用の自発的退出を促し、また広く優れた技術やサービスを有する者の新規参入を促進することで、電波の有効利用を図ることが可能になる。」

#### (第3節「新たな電波利用料制度の基本構造」)

「新たな電波利用料制度は、モデル1(手数料的な性格)とモデル2(使用料的な性格)の双方の長所を併せ持つものとして、調和統合を図ることが適当である。したがって、新たな電波利用料制度の基本構造については、手数料的な性格を有する部分と、使用料的な性格を有する部分の2つに分けて考える

ことが可能である。」

「手数料的な性格に相当する部分については、電波利用料制度が、平成5年の導入から既に10年以上運用されてきていることに鑑み、円滑な制度の定着を図る観点から、現行の算定方法を引き続き活用していくことが適当と考えられる。したがって、電波監視や無線局データベースの運用費用などの恒常的な業務については、引き続き、典型的な共益事務として従来の料額の算定方法を踏襲することとし、料額の安定性に一定の配慮を行うことが適当である。」

「研究開発費用などの周波数逼迫対策や電波利用に関する地理的デジタルディバイド解消など、戦略的に重要な業務の財源に充てる部分については、新たに導入する使用料的概念の下、電波の経済的価値を勘案した算定方法を導入することが適当である。」

**【参考3】電波有効利用政策研究会の「電波利用制度見直しのための論点整理（平成15年12月）（第1章「電波利用料制度の見直しの背景と視点」第3節）**

「現行の電波利用料制度導入時の整理によれば、電波利用料の用途は、現在の無線局の免許人全体に受益が及ぶ事務に限定されていることから、未利用周波数帯の研究開発のように将来の特定の免許人に受益が生じるような施策については、一般財源（税）により賄うべきものとされており、電波利用料は充てないこととしている。」

**【参考4】電波法の一部を改正する法律（平成20年法律第50号）による第4項の改正（限定列挙化）**

（旧）

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免許等不要局を開設した者又は第十一项の表示者が納付すべき金銭をいう。（各号略）

（新）

4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十项の特定免許等不要局を開設した者又は第十一项の表示者が納付すべき金銭をいう。（各号略）